

ケアテルヘルパーセンター運営規程

第1章 訪問介護の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人ケアテルが開設するケアテルヘルパーセンター（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第2章 職員の定数、職種及び勤務内容

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	ケアテルヘルパーセンター
所在地	福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字元寺 2403-1

(職員の定数、職種及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の定数、職種は次のとおりとする。

職 種	資 格	定 数
1. 管理者	介護福祉士	1名 以上
2. サービス提供責任者	介護福祉士	1名 以上
3. 訪問介護員	ヘルパー2級	2名 以上

事務、その他の職員は必要数配置する。

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者

管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

2. サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用者の申込みによる調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

3. 訪問介護員等

訪問介護職員は、訪問介護の提供に当たる。

4. 事務職員

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日とする。(年末年始は除く。)
- ② 営業時間 午前7時00分から午後8時までとし、サービス提供時間は午前7時00分から午後8時までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 利用に対する事業の内容

(事業の内容及び利用料金等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合の額とする。

①身体介護

②生活援助

2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

①事業所の実施地域を越える地点から、片道2キロメートル未満 30円

②事業所の実施地域を越える地点から、片道2キロメートル以上 50円

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、猪苗代町、磐梯町、会津若松市、北塩原村とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、全ての訪問介護員等(登録型の訪問介護員を含む。以下同じ)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 年2回

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき

旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人ケアテルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第5章 非常災害対策

(非常災害計画)

- 第11条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための非常時の体制で、早期に業務再開を図る為の計画を策定することとする。
- 2 業務継続計画について、職員に周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施し、必要に応じて業務継続計画の見直し、変更を行うものとする。

第6章 虐待防止の為の措置

(虐待防止対策)

- 第12条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じることとする。
 - 2 虐待の発生の防止、早期発見に加え、虐待が発生した場合は、その発生を防止するための対策を検討するために、「虐待防止検討委員会」を設置する。
 - ①虐待防止検討委員会は、従業者で組織し、虐待解決の責任者は管理者とする。
 - ②事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - 3 研修会の参加について
 - (ア) 新規採用時に新規職員に対する虐待の研修の実施。
 - (イ) 従業者に対し、虐待防止のための研修を年2回以上実施する。上記(ア)(イ)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 4 虐待の発生を確認した場合は、ご利用者の生命及び尊厳の保護を最優先とし、虐待環境からの保護を行う。
 - ①事業所は、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待に対する調査に協力するように努めるものとする。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。